

令和6年度食品ロス実態調査業務委託仕様書

1 業務の目的

「宮崎県食品ロス削減推進計画」に基づき、原因に応じた食品ロス削減対策を講じるため、アンケート調査を通じて食品ロスに関する県民意識、発生量、発生原因を調査する。

県内の食品ロス削減の課題を把握し、今後の施策に反映させる。

2 業務の名称

令和6年度食品ロス実態調査業務（県民意識調査、食品関連企業意向調査）

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

4 業務委託の内容

(1) 家庭における食べ残しの状況や食品ロスに関する県民意識調査

ア アンケート調査の実施

- ・アンケートは県内全域からの回答を得ること。
- ・アンケートは宮日ネットリサーチで行うことを想定しているが、統計上有効な回答数を得ることができるならば、他の調査方法による提案も可能とする。
- ・調査項目は、県と受託者が協議して決定する。

イ 調査結果の集計及び分析

- ・アの調査を集計し、本県の食品ロスの県民意識及び家庭系食品ロス削減の課題等を分析する。

(2) 事業系食品ロスの発生量及び発生原因等調査

ア アンケート調査（調査票の作成、発送、回収）の実施

- ・経済センサス活動調査に明記される県内の食品関連事業者の全数を対象とする。なお、母集団データは県から提供する。
- ・調査精度向上の観点から、回収率は3割程度を目標とし、必要な回収率を確保するため、未回答事業者に対する督促を行う。
- ・調査方法は、郵送回答又はインターネット回答とする（併用可）。
- ・調査項目は、県と受託者が協議して決定する。

イ 調査結果の集計及び分析

- ・アの調査を集計、本県の事業系食品ロスの発生量を推計し、業種（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）ごとの割合を算出する。
- ・本県の事業系食品ロス発生原因、各事業所が実施している食品ロスの削減取組内容、実施したいと考えている取組内容、食品ロスの削減に取り組む（もしくは検討する）うえでの課題等を分析する。

(3) 報告書の作成

- ・上記(1)(2)について、編集可能な状態の集計データ及び報告書を作成する。
- ・効果的なグラフ及び的確な文章を用いて、分かりやすい報告書となるようにする。

(4) 県との協議

- ・本業務を適正かつ円滑に実施するため、県の求めに応じ、必要な協議を行う。

5 成果品

- (1) 報告書（2部）
- (2) 調査結果の集計及び分析に使用した各種統計資料等
- (3) 上記(1)及び(2)の電子データ

6 支払方法

業務完了後、精算払

7 留意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 部分的な業務について、あらかじめ県の承諾を得た場合のみ、第三者に委託することができる。再委託した場合は受託者の責任において、再委託先に受託者と同等の情報管理を行わせること。
- (3) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次、県と打合せを行わなければならない。また、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務実施上必要を認められるものについては、県と協議することとする。
- (4) 業務には、十分な経験と知識を有する技術者を配置すること。
- (5) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに県が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (6) 本業務により作成された成果品等の著作権は宮崎県に帰属するものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途県と協議するものとする。

8 問合せ先

宮崎県環境森林部循環社会推進課 企画・リサイクル担当

TEL：0985-26-7081

FAX：0985-22-9314

E-mail：junkansuishin@pref.miyazaki.lg.jp